

明治大学安全保障輸出管理 事前点検シート（貨物の輸出・技術の提供）

このシートは、明治大学安全保障輸出管理規程第12条に定める事前点検を行うためのものです。

外国との取引（「貨物の輸出」又は「技術の提供」、あるいは国内であっても非居住者及び特定類型該当者への技術提供を行う際は、必ず事前に自身で点検し（点検方法は裏面参照）、結果を部局等責任者（※1）に提出してください。

（※1）教職員等が所属する部局等の長（学部長、研究科長、機構長、事務組織の長等）

【取引概要】

Implementation date (shipment, technology provision, departure period) form with fields for year, month, day, and checkboxes for export types (e.g., overseas goods, technology provision, etc.).

(※2) 「技術」とは「貨物の設計、製造、使用に必要な特定の情報」を指す。この情報は、技術データまたは技術支援の形態により提供される。「設計、製造、使用」に関する具体例は裏面を参照。

【ア】貨物の輸出（外国への機材等の送付・携行等を行う場合（取引内容①～②に当てはまる場合））

Section A: Questions regarding the export of goods (e.g., PC, tablet, smartphone) and whether they fall under restricted items. Includes a URL for the export management order.

↓ 右の回答にあてはまらない ↓ A: いいえ（該当しない） かつ B: いいえ（知らない）

↓ 事前点検はこれで終了です。部局等責任者に提出してください。

追加の確認が必要です。シート2及びシート3をチェックし、部局等責任者に提出してください。

【イ】技術の提供（外国での技術情報の提供、又は日本国内における外国留学生・外国からの研究者等（非居住者又は特定類型該当者）への技術情報の提供（取引内容②～⑦に当てはまる場合））

Section I: Question regarding the provision of technology (design, manufacturing, use) information.

↓ はい ↓ いいえ

↓ 事前点検はこれで終了です。⑥以外に当てはまる場合は、部局等責任者に提出してください。

Section I: Question regarding the provision of technology (information) already known or to be known.

↓ いいえ ↓ はい ※公知である場合の根拠【書籍・論文タイトル・公開 Web リンクなど】を記載

↓ 事前点検はこれで終了です。⑥以外に当てはまる場合は、部局等責任者に提出してください

追加の確認が必要です。シート2及びシート3をチェックし、部局等責任者に提出してください。

【確認】

上記事項は事実と相違ありません。

Form for recording creation date, affiliation, student ID, name, and signature.

Table for confirmation with columns for (In-charge), Department Head, and Receiver. Includes a row for additional confirmation (Yes/No) and a 'No.' row.

（記入にあたっては裏面をご確認ください）

＜事前点検の方法＞

- 1 【取引概要】欄に、取引の実施予定日、内容、仕向地または技術の提供先を記入してください。
- 2 貨物の輸出(①または②に該当)をする場合は、【ア】を点検してください。
- 3 技術の提供(③～⑦に該当)をする場合は、【イ】を点検してください。
※2と3の両方を含む取引(例:外国に機材を携行し、技術の提供も行う)予定の場合は、【ア】【イ】両方とも点検してください。
- 4 【確認】欄に、作成日、所属を記入のうえ、署名(自署)又は記名押印してください。なお、実際に提供等する際は下記チェック内容と相違ないことを確認の上、外為法等に十分注意して自己管理をお願いします。

＜事前点検を行う際の注意事項＞

「貨物の輸出」、「技術の提供」の定義は以下のとおりです（明治大学安全保障輸出管理規程第2条第1項第4号及び第5号）

貨物の輸出

- ア 外国を仕向地として貨物を送付すること
- イ 外国を仕向地として再送付されることが明らかな貨物を送付すること
- ウ 外国に向けて貨物を携行すること

技術の提供

- ア 非居住者又は特定類型該当者へ技術を提供する行為
- イ 非居住者又は特定類型該当者へ再提供されることが明らかな居住者へ技術を提供する行為
- ウ 外国において技術を提供する行為又は外国に向けて行う技術を提供する行為
- エ ア、イ又はウを目的として、技術情報が記載又は記録された媒体を提供する行為
- オ ア、イ又はウを目的として、電気通信回線を通じて技術情報を送信する行為

「非居住者」、「居住者」（外国為替法令の解釈及び運用について 蔵国第4672号 昭和55年11月29日）、「特定類型」の定義は以下のとおりです。

居住者

- ＜日本人の場合＞
 - (1) 我が国に居住する者 (2) 日本の在外公館に勤務する者
 - ＜外国人の場合＞
 - (1) 我が国にある事務所に勤務する者
 - (2) 我が国に入学後6月以上経過している者
 - ＜法人等の場合＞
 - (1) 我が国にある日本法人等
 - (2) 外国の法人等の我が国にある支店、出張所その他事務所
 - (3) 日本の在外公館
- 特定類型該当者（日本人を含む）
- ① 外国法人等又は外国政府等と雇用・委任等の契約を締結しており、当該法人等の指揮命令に服する又は当該法人等に対する善管注意義務を負う者
 - ② 外国政府等から多額の金銭その他の重大な利益（年間収入の25%以上の経済的利益）を得ている者または得ることを約している者
 - ③ 行動に関し外国政府等の指示又は依頼を受ける者

非居住者

- ＜日本人の場合＞
 - (1) 外国にある事務所に勤務する目的で出国し外国に滞在する者
 - (2) 2年以上外国に滞在する目的で出国し外国に滞在する者
 - (3) 出国後外国に2年以上滞在している者
 - (4) 上記(1)～(3)に掲げる者で、一時帰国し、その滞在期間が6月未満の者
- ＜外国人の場合＞
 - (1) 外国に居住する者
 - (2) 外国政府又は国際機関の公務を帯びる者
 - (3) 外交官又は領事官及びこれらの随員又は使用人（ただし、外国において任命又は雇用された者に限る。）
- ＜法人等の場合＞
 - (1) 外国にある外国法人等
 - (2) 日本法人等の外国にある支店、出張所その他の事務所
 - (3) 我が国にある外国政府の公館及び国際機関
- ＜その他＞
 - 合衆国軍隊等及び国際連合の軍隊等

【ア】における「携帯品」とは、手荷物、衣類、書籍、化粧品、身辺装飾用品その他本人の私用に供することを目的とし、かつ、必要と認められる貨物を指します（輸出貿易管理令 昭和二十四年政令第三百七十八号）。

【イ】における「公知とするために当該技術（情報）を提供する」取引とは、以下のものを指します（貿易関係貿易外取引に関する省令 平成十年通商産業省令第八号）。

- (1) 新聞、書籍、雑誌、カタログ、電気通信ネットワーク上のファイル等により、既に不特定多数の者に対して公開されている技術を提供する取引
- (2) 学会誌、公開特許情報、公開シンポジウムの議事録等不特定多数の者が入手可能な技術を提供する取引
- (3) 工場の見学コース、講演会、展示会等において不特定多数の者が入手可能な技術を提供する取引
- (4) ソースコードが公開されているプログラムを提供する取引
- (5) 学会発表用の原稿又は展示会等での配付資料の送付、雑誌への投稿等、当該技術を不特定多数の者が入手可能又は閲覧可能とすることを目的とする取引

【イ】における「設計・製造・使用」とは、それぞれ以下の段階を指します。

- (1) 設計：一連の製造過程の前段階のすべての段階（例）設計研究、設計解析、設計概念、プロトタイプ製作及び試験、パイロット生産計画、設計データ、設計データを製品に変化させる過程、外観設計、総合設計、レイアウト等
- (2) 製造：すべての製造過程（例）建設、生産エンジニアリング、製品化、統合、組立／アセンブリ、検査、試験、品質保証等
- (3) 使用：設計、製造以外の段階（例）操作、据付、保守（点検）、修理、オーバーホール、分解修理

参考 経済産業省 安全保障貿易管理 <https://www.meti.go.jp/policy/anpo/>